

薩摩川内市次世代エネルギービジョン推進会議設置要綱

(設置)

第1条 薩摩川内市次世代エネルギービジョン及び行動計画（平成25年3月策定。以下「ビジョン等」という。）にもとづく事業を着実に推進させるため、薩摩川内市次世代エネルギービジョン推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議及び検討する。

- (1) 新規事業の実施に関する事
- (2) 実施事業の進捗に関する事
- (3) 関連事業の情報発信に関する事
- (4) その他ビジョン等の推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) ビジョン等策定時のビジョン策定委員会委員、又はその後任者
- (2) 市内商工団体の長

3 前項に掲げる委員のほかにオブザーバーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 推進会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、外部より専門家等を招へいし、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 推進会議の円滑な運営のために、本市在住の委員で構成する地元部会を置く。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、薩摩川内市企画政策部新エネルギー対策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。